新時代の学校におけるＩＣＴ活用教育研究開発事業に係る

指導者用端末等賃貸借

仕様書

福島県教育庁特別支援教育課

1　件名

新時代の学校におけるＩＣＴ活用教育研究開発事業に係る指導者用端末等賃貸借

2　品目及び数量

別紙１「機器仕様書」を参照すること。

3　納入場所

別紙３「整備内訳書」を参照すること。

4　納入期限

令和８年９月１日（火）

5　賃貸借期間

令和８年９月１日から令和１４年８月３１日までの７２ヶ月とする。

6　一般的な留意事項

⑴　本業務の遂行にあたって、受注者は発注者と十分に協議し、発注者の指示に従うこと。

⑵　受注者は業務責任者を選定し、業務責任者に本業務に従事する者への指揮監督を行わせるともに発注者との連絡調整にあたらせること。

⑶　受注者が本県施設に立ち入る場合、事前にその旨を発注者に連絡すること。また、本県施設内で作業を行う際は名札を着用すること。

⑷　受注者が本県施設内で作業を行う際は、発注者の指示に従い、職員の執務に極力支障を及ぼさないよう留意すること。

⑸　本業務の作業において受注者が他の事業者との調整を要する場合は、相互に協調して作業の便宜を図ること。また、本業務に関して他の事業者と打合せを行った場合、受注者はその内容を議事録とし、当該打合せ終了後速やかに発注者に報告すること。

⑹　受注者は本業務を通じて知り得た情報を本業務の用に供する目的以外には利用してはならない。また、発注者の書面等による承諾なしに第三者に開示してはならない。

⑺　本県施設内で行う作業のセキュリティ対策として、受注者は情報漏洩事故の予防に努めること。

⑻　本仕様書に記載が無くても当然実施すべき作業があれば、受注者は発注者の承認を得て適切にこれを行うこと。

⑼　調達機器は、すべて新品とし、機種を統一すること。

⑽　調達機器は、製品の動作が保証又は確認されたものであること。

⑾　発注者とのコミュニケーションは日本語とすること。

7　機器仕様

本調達で導入する機器等（以下「調達機器」という。）は以下のとおり。

⑴　別紙１「機器仕様書」に掲げる仕様と同等以上の製品とすること。

8　設定作業等

⑴　別紙２「設定仕様書」に掲げる設定作業を実施すること。

⑵　搬入に必要な費用（養生品、機材、車両等を含む。）を含めること。

9　検査

⑴　本調達機器等の納入完了後に報告書を提出し、発注者の承認を得ること。

10　撤去

⑴　受注者は、賃貸借期間経過後、受注者の負担において調達機器の撤去を行うこと。

なお、撤去作業日については、別途発注者と協議の上、決定するものとする。

⑵　撤去時に際しては、復元不可能な状態にしてデータ消去を行うこと。本件にかかるデータ消去ソフト、データ消去用機器、輸送及び消去作業等にかかる費用は全て受注者の負担とする。

⑶　本調達には、撤去に必要な費用（養生品、機材、車両等を含む。）を全て含めること。

11　提出書類等

⑴　書類の提出

提出書類及びその提出時期等については、次表のとおりとする。提出書類は全て日本語で記載し、原則としてＡ４版で作成し、紙媒体及び電子媒体（ＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒ）で提出すること。なお、電子媒体の形式については発注者と協議の上、決定すること。

提出書類名称	提出日	部数	備考
1　担当者届	契約締結後14　日以内	１部	
2　責任者届	契約締結後14　日以内	１部	
3　導入計画書	契約締結後14　日以内	１部	
4　機器一覧表	導入計画書提出日	１部	納品される機種、添付物を明記するもの
5　装置添付資料	機器一覧表提出日	１部	
6　納品作業完了書	納品後速やかに	１部	各校毎の作業が完了した端末設置写真添付のこと
7　設定／導入作業報告書	設定／導入作業完了後５開庁日以内	１部	
8　機器設定一覧表	設定／導入作業完了後５開庁日以内	1部	シリアル番号、設定状況、貼り付けラベル、納品先学校を一覧にまとめたもの。
9　故障時対応連絡先	納品後速やかに	1部	故障時の対応に関して記載したもの。

⑵　上表に示す書類のほか、発注者が必要とする書類については、その都度提出すること。また、本調達において導入する機器及びソフトウェアに関するマニュアルや技術資料等がある場合には極力日本語で記載されているものを提供すること。なお、本調達で導入する機器及びソフトウェアに付属するマニュアルなどが１部を超える場合には各々２部のみ提出すること。また、梱包用資材の処分は受注者の負担において適切に処理すること。

12　その他

⑴　各種設定等を含めた納入スケジュールについては、十分な余裕を持った計画を作成すること。

⑵　納入前にファームウェアやソフトウェアのバージョンアップ等が発生した場合には、発注者と協議し、了解を得たバージョン等を納入すること。

⑶　上記以外でも、調達機器を安定的に稼働させるために必要な事項があれば、発注者に確認の上、作業を行うこと。

⑷　法令、本県の条例・規則及び行政情報セキュリティーポリシー等の各規程を遵守すること。

⑸　本契約で調達するタブレット端末は、学校内ではネットワークに接続し利用する。児童・生徒の自宅等に持ち帰り、自宅等のネットワークに接続し利用することは本調達では想定しない。

⑹　物品運搬についてはエレベータの使用が可能であるが、一部エレベータのない建物については、階段を利用すること。

⑺　調達機器及びソフトウェアは、製造したメーカーの正式なサポートを受けられる製品であること。

⑻　正常動作に必要な部材も仕様に含むこと。

⑼　本仕様書にて調達する機器の稼働に必要な部材、備品の調達は受注者が行うこと。また、これに係る費用は本契約の契約金額に含むものとする。

⑽　借入期間中、機器の保証書等は発注者が保管する。

⑾　受注者は、調達機器に関し、受注者の負担において動産総合保険に加入すること。